

Title	【資料編 2】 [第3編: 式典・式辞] 第1章: 式典
Author(s)	京都大学百年史編集委員会
Citation	京都大学百年史 : 資料編 ; 2 (2000): 903-927
Issue Date	2000-10-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2433/152907">http://hdl.handle.net/2433/152907</a>
Right	
Type	Book
Textversion	publisher

# 第一章式典

## 二 学生宣誓式次第\*

〔八五〕  
告示第五号  
一八九七(明治三〇)年九月一〇日

告示第五号

職員一同  
学生一般

来十三日学生宣誓式次第左之通相定ム

明治三十年九月十日

京都帝国大学

## 一 入学式

### 一 第一回学生宣誓式執行の告示\*

〔八五〕  
告示第四号  
一八九七(明治三〇)年九月一〇日

宣誓式次第

当日午前九時学生一同第一式場(第二十九教室)ニ入り整列

次ニ総長以下職員着席

次ニ総長 告 辞

次ニ学生 答 辞

右了テ総長以下退場

次ニ学生一般順次第二式場(第二十八教室)ニ入り学長面前ニ於

テ学籍簿ニ記名ス

右了テ一同退散

告示第四号

職員一同  
学生一般

来十三日学生宣誓式執行候条同午前第九時通常服(フロックコート)着用参学スベシ

但シ学生ハ本学制服制帽又ハ羽織袴着用ノ事

明治三十年九月十日

京都帝国大学

三 学生学籍簿誓詞案\*

一八九九(明治三二)年九月一日

〔二四〕

大学院学生誓詞案

生茲ニ姓名ヲ自記シ専心以テ所定ノ事項ヲ攻究センコトヲ

誓フ

分科大学学生誓詞案

生謹テ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ学業ヲ勉メ本学ノ恩徳ニ答  
ヘンコトヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ自記ス

四 新入学生宣誓式挙行の告示\*

告示第六号

一九三二(昭和七)年四月二〇日

告示第六号

新入学生一般

来ル三十日(土曜日)午前九時ヨリ新入学生宣誓式ヲ挙行ス

昭和七年四月二十日

京都帝国大学

式次第

一、昭和七年四月三十日(本部階上大広間)

一、入学生着席(午前八時三十分)

一、職員着席

一、教育勅語捧読

一、総長告辞

一、入学生宣誓

一、学籍簿ニ署名

以上

〔参考〕一九二五年より一九七一年まで式場は本部本館階上。一

九七二年からは総合体育館。

この年、教育勅語捧読を追加。一九四〇年、国歌斉唱追  
加。

一九四二年、宮城遙拝および黙禱追加。

五 学生学籍簿誓詞改正案

〔二五〕

一九四七(昭和二二)年四月一七日

京都帝国大学学生学籍簿誓詞改正案

大学院学生誓詞

こゝに姓名を自署して専心所定の事項を攻究することを誓  
います

(旧)生茲ニ姓名ヲ自記シ専心以テ所定ノ事項ヲ攻究センコ

トヲ誓フ

学部学生誓詞

本学の学生たることを自覚して専心その本分を尽すことを誓いこゝに姓名を自署します。

(旧)生謹テ学則ヲ遵守シ品行ヲ正シ学業ヲ勉メ本学ノ恩徳ニ答ヘンコトヲ誓フ依テ茲ニ姓名ヲ自記ス

## 六 入学生の宣誓の件

〔一五〕  
一九五〇(昭和二五)年三月二三日

### 一、入学生の宣誓の件

入学生の宣誓は従来本部大講堂において全員についてこれを行つて来たのであるが昭和二十五年度よりはこれを代表者のみに止め大学院学生については学長室その他の者については各学部において宣誓式式当日行うことに決定せり

来る四月二十四日入学生宣誓式挙行に付当日午前十時までに式場に参集のこと。

昭和二十五年四月十四日

京 都 大 学

式 次 第(午前十時より本部階上大広間に於て)

### 一、学 歌 演 奏

### 一、学長代理告辞

### 一、入学生宣誓

### 一、宣誓簿署名

以上

なお式終了後学生は、各学部所定の場所に集合のこと。

〔参考〕 学生運動の影響により、一九六九年および一九七二年は

式中途で終了。一九七三年は中止。

## 七 入学生宣誓式挙行の告示\*

〔一六〕  
告示第四号

一九五〇(昭和二五)年四月一日

達示第二十四号

## 八 新制大学院研究科修士課程入学者誓詞

〔一六〕  
達示第二十四号

一九五三(昭和二八)年五月二二日

本 学 一 般

## 第1章 式 典

### 告示第四号

(新制)入 学 生 一 般

新制大学院入学者誓詞を次のように制定する。

昭和二十八年五月十二日

京 都 大 学 長

京都大学新制大学院研究科修士課程入学者誓詞

本学の大学院学生たることを自覚し、専心所定の課程を  
 攻究することを誓い、ここに姓名を自署します。

九 入学生宣誓式参加人数 一九五七—一九六〇年度\*

一九六一(昭和三十六)年  
 [八六]

年 度	学 部	新制大学院	旧制大学院	小 計	教職員	父 兄	計
三二年度四月一日	一、四九三	三九六	一五一	二、〇四〇人	約二〇〇	約二〇〇	約二、四四〇人
三三年度四月一日	一、五四三	四三九	一〇七	二、〇八九人	約二〇〇	約二五〇	約二、五三九人
三四年度四月一日	一、六七二	四七〇	二	二、一四四人	約二〇〇	約三〇〇	約二、六四四人
三五年度四月一日—〇時	一、七九九	四六六	一	一、七九九人	約二〇〇	約三〇〇	約二、二九九人
三六年度予定	約一、九九〇	約六一一	一	二、六〇一人	約五〇	約二〇	約五三七人

三五年度においては、学部と大学院を分離して行なった結果

(イ) 学部入学生は、約二五〇名着席できず立っていた。(約一、五五〇名着席)

(ロ) 父兄は、約一〇〇名着席でき、他は、立席か法経第三教室の控室で待っていた。

※ 大ホール 超満員 約二、三〇〇人(立席含む)

普通集会 約一、二〇〇—一、五〇〇人まで

最高着席 約二、〇〇〇人(一脚五人)

	(東西一四列)	南北二九列	一脚五人	一四×二九×五〇三〇人
椅子配列	( )	〃	四人	一四×二九×四〇一、六二四人
	( )	〃	五人	一四×二八×五〇一、九六〇人

〔注〕 原文は横書き。

一〇 宣誓式等検討委員会答申\*

一九七五(昭和五〇)年五月二八日

昭和五〇年五月二八日

京都大学総長

岡 本 道 雄 殿

宣誓式等検討委員会

委員長 山 田 晶

本委員会は、昭和四九年七月九日の部局長会議における決議に基づき設置されて以来、宣誓式及びそれに関連する諸問題について、数回の会議を開き、検討を重ねてまいりましたが、ほぼ結論に到達しましたので、答申いたします。

記

本委員会は、上記の件について、次の四点に問題をしほり、検討を重ねてまいりました。

(1) 宣誓を存置すべきか否か。

- (2) 宣誓に関する通則改正の問題
  - (3) 宣誓式と入学式との関係
  - (4) 宣誓の文言に関する問題
- (1) 宣誓を存置すべきか否か。 入学に際し、学生に宣誓しないしは誓約書の提出を課することは、ほとんどすべての国立大学において行われていきます。宣誓は恐らく、

大学創立の当初においては、或る意味を有していたと思われませんが、現在において宣誓がいかなる意味を有するか、いつたい誰に対して何を宣誓するのか、そもそも宣誓するとはいかなることであるか、等の根本問題について、まず議論されました。これについて、宣誓は現在では全く無意味な形式と化しており、廃止するほうがよいという説も、一つの考え方として提示され検討されましたが、しかし、大学が長い伝統の中で続けてきたことを、ただ現在の視点で価値判断するのは軽率に失しはしない

か、のみならず、新入生が入学に際し、決意を新たにす  
るために、宣誓書に署名することは、それなりの意味が  
有るのではないかというのが、大体共通する意見であり  
ました。

そこで本委員会としましては、宣誓は従来どおり存置  
するを可とする、という結論に達しました。

(2) 宣誓に関する通則改正の問題 現行の京都大学通則

には、宣誓に関して、次の三つの条項があります。第一  
三条「入学を許可された者は、本学の定めた方式によつ  
て宣誓をしなければならぬ」、第一九条「次の場合に  
は、学部長の申請により評議会の議を経て、総長が除籍  
する。(1) 疾病その他事故により成業の見込みがない  
者 (2) 故なく宣誓をしない者 (3) 授業料納付の義務  
を怠る者」第四六条には、上記第一三条及び第一九条が、  
大学院学生にも準用されると定められています。

そこでまず問題となるのは、第一九条第二号の取扱い  
であります。宣誓は本来入学生の自主性に基づいて行わ  
れることが望ましいという立場からすれば、現在の除籍  
規定は当を失するくらいがある。従つて、第一九条第二  
号を削除すべきであるという結論に、本委員会は到達い  
たしました。

この場合、第一九条第二号の削除に伴つて、「宣誓をし  
なければならぬ」と定めた第一三条との関係が問題と  
なつてきます。これについては、本委員会では、第二三  
条を現行のままにしておく案と同案を「宣誓を行うもの  
とする」と改正する案とがあり、統一するに至りませ  
ん\*  
でした。

(3) 宣誓式と入学式との関係 両者の関係はこれまであ

まり明確に規定されておらず、宣誓式、新入生宣誓式、  
入学生宣誓式、新入学生宣誓式、入学者宣誓式、入学宣  
誓式、入学式等と名称も年によつて変遷しています。し  
かし通念として、入学に当り当然宣誓を行うべきもので  
あり、 $\wedge$ 入学式 $\vee$ と $\wedge$ 宣誓式 $\vee$ とは密接不可分、表裏一  
体をなすものと考えられてきたようであります。しかる  
に、入学式と宣誓とが別箇に行われるようになると、両  
者の関係を考え直す必要が生じてまいりました。  
この問題について、本委員会の結論は次のとおりであり  
ます。

- ① 名称を「入学式」と一本にする\*  
のうちに当然「宣誓」は含まれているものと了解する。  
② 「宣誓」を全学的に行うか、代表者に行わしめるか、  
或いは各学部毎に行うか等の「宣誓」の実際上の仕方

に關しては、流動的な現状にかんがみ、本委員会としては一本に定めることを差控える。<sup>\*\*\*</sup>

- (4) 宣誓の文言に關する問題 現在、宣誓の文言は全学的に共通しており、学部入学者に対しては、「誓詞、本学の学生たることを自覚して専心その本分を尽すことを誓いここに姓名を自署します、年月日、署名」。大学院入学者に対しては、「誓詞、本学の大学院学生たることを自覚し専心所定の課程を攻究することを誓いここに姓名を自署します、年月日、署名」とあり、この「誓詞」に各自、署名することになっています。

この誓詞の文言のうち、特に問題となつたのは「本分」ということばであり、これについて本委員会において、二つの意見が分たれました。

- ① 「本分」ということばは、学生に或る一定の在り方をおしつけるように取られやすいから、不適切である。もつと学生の自主性を尊重する方向に誓詞の文言を改めた方がよい。

② 「本分」ということばの内容は必ずしも一定してない。かえつて何が本分であるかは、学生の各自が良心に基づいて自主的にきめてゆけばよいのであつて、そのような含蓄あることばとして適切である。誓詞の文

言を改める必要はない。

①の立場から、次のような二種の誓詞改正案が出されたことを附記して置きます。

(第一案)

学部の場合

誓詞 私は、大学教育の本旨に従い、本学の学生として修学の実をあげるよう努力することを誓います。

年月日 署名

大学院の場合 私は、本学の大学院学生として研究

科課程の目的に沿ひ學術研究の実をあげるよう努力することを誓います。 年月日 署名

(第二案)

大学院の場合は現行通りとして、学部の場合の「その本分をつくすこと」を「所定の課程を修学すること」に改める。

以上

[注] 原文は横書き。

[参考] \*一九七五年二月九日、達示第三八号により、宣誓に

關する通則の規定を「しなげればならない」から「行うものとす」に変更(資料編一、一三三頁)。

\* \* 式の名称は一九七六年より入学式に統一。



\*\*\*一九七四年以後の入学生宣誓式次第には宣誓に関する項目なし。

私は、京都大学大学院学生たることを自覚し、学術攻究の実をあげるよう努力することを誓います。

一一 学部入学者誓詞および大学院入学者誓詞改正\*〔六〕

達示第七号

一九七六(昭和五一年)二月二十四日

一二 学部入学式挙行の告示\*〔六〕

告示第四号

一九七六(昭和五一年)三月二十七日

達示第七号

本 学 一 般

学部入学者誓詞及び大学院入学者誓詞を次のように改正

告示第四号

する。

学 部 入 学 生 一 般

昭和五十一年二月二十四日

京 都 大 学 総 長

(学部入学者誓詞)

誓 詞

私は、京都大学学生たることを自覚し、修学の実をあげるよう努力することを誓います。

式 次 第

京 都 大 学

年 月 日

署名

印

(大学院入学者誓詞)

誓 詞

- 一 開式の辞
- 一 学歌斉唱
- 一 総長のご挨拶
- 一 閉式の辞

(参考) 一九九八年、式次第に式典曲(八九三頁(二〇))奏樂を追加。

二 卒業式

一 理工科大学卒業証書制定

一九〇〇(明治三三年)二月一日

第二議案

理工科大学卒業証書制定

卒業証書

理工科 学印	府県族籍 位勲爵 何某
-----------	----------------

京都帝国大学理工科大学機械工学科ヲ修メ《所定ノ課程全部試問ヲ完ウシ》正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之《授クルニ》卒業証書ヲ以テシ《本科ノ》学業ニ堪能ナルヲ証ス

明治三十三年七月 日

京都帝国大学理工科大学長正五位勲四等工學博士理学士

(学大)

京都帝国大学理工科大学教授從六位工學博士工學士

中澤岩太 印官

朝永正三 印官

大塚 要 印官

京都帝国大学理工科大学教授從六位工學士 大塚 要 印官  
前記《京都帝国大学理工科大学長》ノ証明ヲ認了シ茲ニ卒業証書ヲ授与ス《正当ナルヲ以テ京都帝国大学ノ印ヲ鈐ス仍テ自今工學士ト称スルヲ得》

学印

京都帝国大学総長從四位勲二等法學博士法律學士

木下廣次 印官

本案ヲ議スルニ方リ諸説百出朱書ノ如ク多少ノ修正アリタレトモ可決スルニ至ラス

二 理工科大学卒業証書制定ノ統

一九〇〇(明治三三年)二月八日

議按

理工科大学卒業証書制定ノ統  
〔大本〕  
中澤評議員曰ク 理工科大学ニ於テハ卒業試問委員ヲ命スルノ成規ニ付其委員ノ名ヲ記シ総長之ヲ認了セハ必ス學長

ハ記名スルヲ要セストノ説本学ニ在リ

〔塚本〕 巖谷評議員曰ク 法科大学ニ於テハ学科ト其担当教授ノ名

ヲ記スルモ各自捺印スルノ必要ナシ但シ総長及学長ハ記名

調印スヘキモノト思料ス

〔大野〕〔正支之助〕 坪井、猪子兩評議員曰ク 医科大学ニ於テハ各学科ヲ修了

セザレハ卒業ト認ムルヲ得ス依テ学科ト受持教授ノ名ヲ悉

ク記スルヲ以テ正当トス

中澤評議員左ノ改正按ヲ提出シ更ニ再考スルコト、ス

第号

卒業証書

学 印

府県族籍

位勲爵 何 某

京都帝国大学理工科大学ニ於テ左ニ列記ノ諸学科ヲ修メ試

問ヲ完フシ正ニ 学科ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

土木工学

朝永正三

何々

何々

何々

何々

以上

理工科大学長何々中澤岩太〔印〕

京都帝国大学理工科大学長中澤岩太ノ証明ヲ認了シ茲ニ卒

業証書ヲ授与ス

年月日

京都帝国大学総長何々木下廣次〔印〕

卒業証書用紙輪廓等ハ東京大学卒業証書ト同一ナルヲ可ト  
スルニ決ス

卒業証書

理工科 学 印

何県華族

〔属籍〕土族

位勲爵 何 某

京都帝国大学理工科大学機械工科学科ヲ修メ〔所定ノ課程全  
部ノ〕試問ヲ完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ〔授クルニ卒業証  
書ヲ以テシ本科ノ〕卒業ニ堪能ナル之ヲ証ス

明治三十三年七月 日

京都帝国大学理工科大学長正五位勲四等工科学博士理学士

中澤岩太〔印〕

京都帝国大学理工科大学教授從六位工科学士

朝永正三〔印〕

京都帝国大学理工科大学教授從六位工科学士

大塚 要〔印〕

前記ノ京都帝国大学理工科大学長ノ証明ヲ認了シ茲ニ卒業  
証書ヲ授与ス〔正当ナルヲ以テ京都帝国大学ノ〕印ヲ鈐ス〔仍  
テ自今工科学士ト称スルヲ得〕

京都帝国大学

(鑑査認出用)

機関車	船用機関	機械運動学及機械力学
機関設計法	製図	実験
材料及構造強弱学	数学	水力学唧筒及水力発動機
機関学	図式力学	運動学及力学
蒸汽機関	工場用諸機械	機械製造法
京都帝国大学理工科大学ニ於テ左ニ列記ノ諸学科ヲ修メ 試問ヲ完ウシ正ニ機械工学科ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス	府県属籍	姓名
卒業証書		
番号		

議 按  
理工科大学卒業証書改定  
（紙巾老尺三寸）（輪廓老尺）

一九〇〇（明治三三）年二月二日  
〔一五〕

学 印  
京都帝国大学総長從四位勲三等法学博士法律学士  
木下廣次  
印

(案目認出用)

複動蒸汽機関	製造冶金学	発動電機及発動機
水力機	起重機	熱学熱気瓦斯 <sup>(ツマ)</sup> 及石油機関
意匠製図及実験	紡績及織物	工場建築法
工芸経済		
京都帝国大学理工科大学長工学博士中澤岩太		
京都帝国大学理工科大学長中澤岩太ノ証明ヲ認了シ茲ニ 卒業証書ヲ授与ス		
明治卅三年七月 日		
京都帝国大学総長法学博士木下廣次		

理由

該分科大学卒業証書ハ曩ニ本会ノ議決ヲ経テ確定シタリト雖モ今般東京帝国大学ニ於テ更ニ改正ノ議アルヲ聞知シ尚ホ本学ニ於テモ詮考スルノ必要ヲ感シ茲ニ改定按ヲ稿シ本会ノ議ニ付スルモノナリ

坪井<sup>采郎</sup>評議員曰ク 医科大学ニ於テハ学科及教官ノ氏名ヲ削除シ極メテ簡單ナルモノニシタキハ同教授会ノ意見ナリ

久原<sup>翁</sup>評議員曰ク 理工科大学ニ於テモ学科及教官氏名ヲ省ク方ヨロシキトノ説アリ

会长曰ク 今日社会ノ程度ニ在リテハ先ツ学科位ヲ存シ置ク方改正ノ順序ニシテ適當ノモノト思料ス

異議ナキニ付原按ノ通可決ス

四 京都帝国大学祝日式次第

一九〇五(明治三八年)四月一日  
〔六六〕

京都帝国大学祝日式次第

明治三十八年四月一日午前第九時

第一鈴

一 学生着席

第二鈴

一 職員着席

二 来賓着席

第三鈴

一 御下賜品授与

二 総長演説

三 文部大臣祝辞

畢

退場ノ順序

一 来賓

二 職員

三 学生

次ニ別室ニ於テ茶菓ヲ供ス

次ニ各分科大学教室随意観覧

〔参考〕 一九〇五年に卒業証書授与式が廢止され、優等卒業生への恩賜品授与は四月一日の京都帝国大学祝日において

行われた。

一九〇八年七月一四日、卒業証書授与式が復活。

五 伏見宮家令へ卒業式次第書送付ノ件

〔八六〕  
一九一四(大正三)年七月六日

伏見宮家令へ卒業式次第書送付ノ件

年月日

〔箱木寅三郎〕  
総長事務取扱

伏見宮家令 御牧基賢殿

来ル七月十三日本学卒業証書授与式举行ニ付貞愛親王殿下御差遣ノ御沙汰相成候趣本学ノ為メ誠ニ光栄ノ至ニ奉存候就テハ御臨場御次第書及当日式举行次第書台覧品目録式場御休憩所絵図面相添奉伺候間可然御披露被成下度此段及御依頼候也

御臨場御次第書

一本学内御休憩所御着

一 本学高等官拝謁

説明者

一 別紙目録ノ諸品台覧

工科大学教授工学博士田邊朔郎

一 卒業証書授与式ニ御臨場

一 地球弾性ノ研究ニ用斗タル水平振子

一 御休憩所ニ御帰場御休憩

説明者

以上

理科大学教授理学博士新城新藏

台覧品目録

一 移植シ得ヘキ動物腫瘍

一 家鶏ノ可移植性腫瘍

二 白鼠ノ可移植性腫瘍

説明者

医科大学教授医学博士藤浪 鑑

一 洋刻鏤版画

ヘルトーヘンボッス城略取図

サムマルタン塞攻図

説明者

文科大学教授文学博士原 勝郎

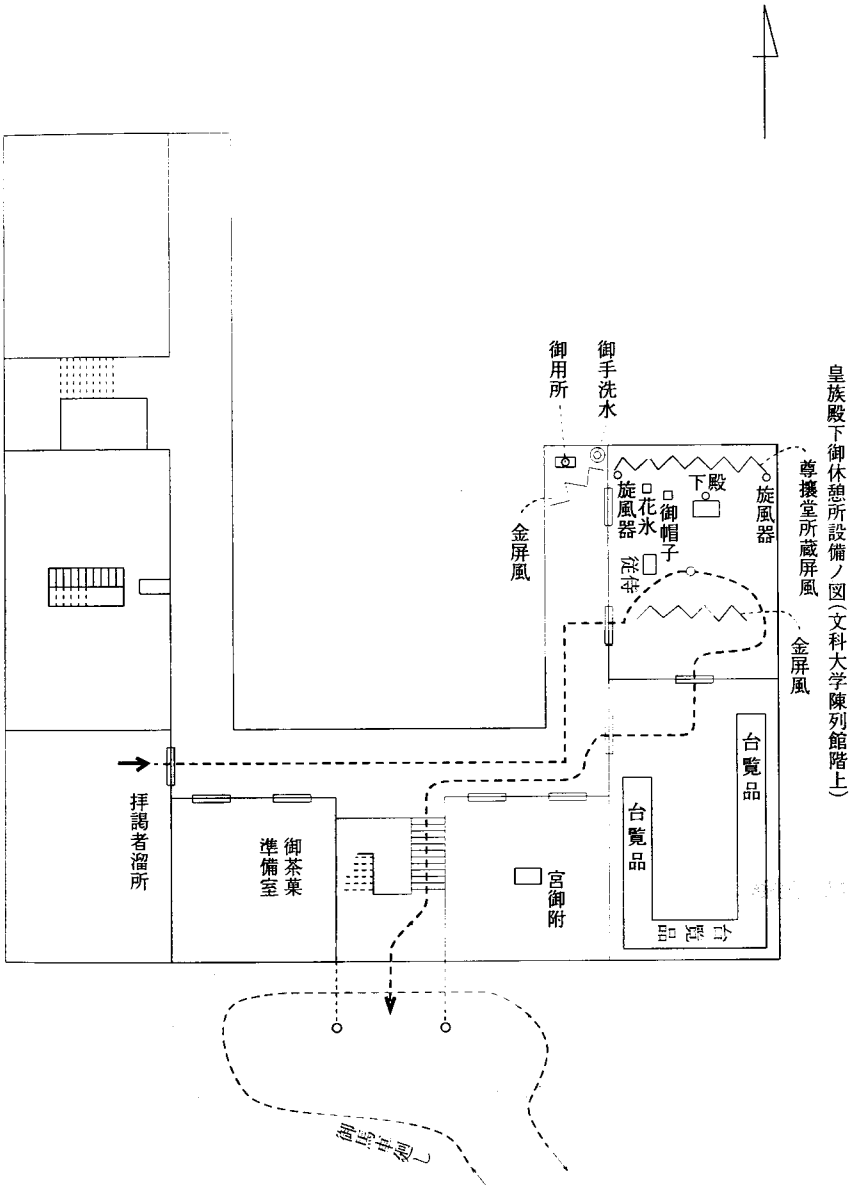
一 小野朝臣毛人墓誌小治田朝臣安萬侶墓誌

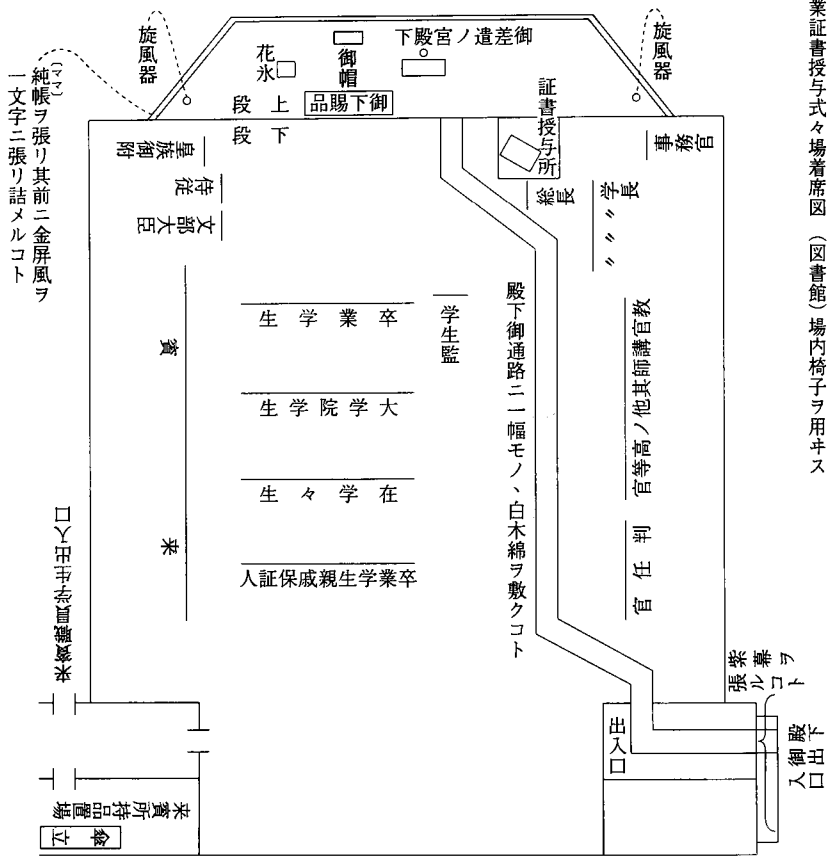
説明者

文科大学講師

今西 龍

一 撓度振動記録器







六 卒業証書授与式当日係員心得ノ件

〔八六〕

一九二四(大正)三年七月七日

卒業証書授与式当日係員心得ノ件

案

一 接待委員

午前八時登学午前九時来賓ヲ案内シ尊攘堂前北側ニ於テ皇族殿下ヲ奉迎、委員補助来賓ヲ案内シテ休憩所ニ帰ル(委員ハ此間ニ拝謁終リテ来賓休憩所ニ帰ル)第二鈴ニ依リ来賓ヲ案内シテ式場ニ入ル式後来賓ヲ案内シテ奉送シ終リテ茶菓室ニ入ル

一 学生監

午前八時三十分学生々徒(卒業学生、大学院学生共)ヲ引率シ表門内御道筋ニ於テ皇族殿下ヲ奉迎(西側)終リテ法文科大学北側学生集会所ニ帰ル(此間ニ拝謁)、第一鈴ニ依リ学生ヲ率ヒテ式場ニ入ル式後奉送(東側)終リテ来賓茶菓室ニ入ル

一 高等官及講師

午前八時三十分登学休憩室ニ入ル午前九時 皇族殿下奉迎終リテ拝謁者溜所ニ入ル、拝謁終リテ休憩所ニ入ル第二鈴ニ依リ式場ニ入ル、式後奉送、終リテ来賓茶菓室ニ入ル

一 学士

午前九時マテニ来学、休憩所ニ入ル、午前九時来賓ト共ニ皇族殿下奉迎終リテ休憩所ニ帰ル第二鈴ニ依リ式場ニ入ル式後奉送終リテ来賓茶菓室ニ入ル

一 判任官以下

午前八時三十分登学休憩所ニ入ル午前九時 皇族殿下奉迎、第二鈴ニ依リ式場ニ入ル、式後奉送、終リテ判任官以下ノ茶菓室ニ入ル

一 卒業学生

皇族殿下奉送後來賓茶菓室ニ入ル

一 学生々徒

皇族殿下奉送後学生集会所ニテ茶菓

一 卒業学生父母兄弟又ハ保証人

午前八時マテニ登学休憩所(尊攘堂内)ニ入ル午前八時參拾分表門内御道筋ニ於テ 皇族殿下奉迎(学生ノ奉迎場所ト同所ニテ学生ト相對シ)第一鈴ニ依リ式場ニ入ル式後奉送終リテ休憩所ニ復席茶菓ヲ供ス

七 卒業証書授与式次第

一九一四(大正三)年七月十三日

〔八六〕

卒業証書授与式次第

大正三年七月十三日午前九時三十分

第一鈴

- 一 在学学生着席
- 二 大学院学生着席
- 三 卒業学生着席
- 四 卒業学生父母兄弟又ハ保証人着席

第二鈴

- 一 学士着席
- 二 職員着席
- 三 来賓着席

第三鈴

- 一 皇族殿下御臨場
- 二 卒業証書授与
- 三 御下賜品授与

畢

退場ノ順序

- 一 皇族殿下
- 二 来賓

第1章 式典

- 三 職員
- 四 学士

五 卒業学生父母兄弟又ハ保証人

六 卒業学生

七 大学院学生

八 在学学生

休憩所ニ復席後別室ニ於テ茶菓ヲ供ス

右

八 卒業式ニ父兄等参列方ノ件

一九一五(大正四)年六月二日

〔八六〕

卒業式ニ父兄等参列方ノ件

卒業学生ノ父母兄弟又ハ保証人ニシテ卒業式ニ参列希望ノ向ニハ別紙様式ノ参列票ヲ印刷交付相成可然哉

但卒業学生姓名ニ参列者ハ二名以内ニ限ルコト

参列票ハ学生監ニ於テ希望者取調交付スルコト

卒業式参列票

大正四年七月十三日

印

百枚印刷

本券ハ来学ノ節係員ニ示サルヘシ

参列希望者氏名学生監室ニ於テ来ル二十九日中ニ取調  
ヘ庶務課ヘ通知ノコト

学生席中央正面三步前ニ至リ停止シ

皇族殿下ニ最敬礼

進ミテ侍従ノ前ニテ敬礼停止シテ拜受ス終リテ侍従ニ

敬礼元ノ位置ニ復シ

皇族殿下ニ最敬礼 復席ス

九 卒業証書授与式当日敬礼ノ事

一九一五(大正四)年六月二三日

〔八六〕

卒業証書授与式当日敬礼ノ事

案

式場敬礼ノ事

一 皇族殿下御入場 (一同敬礼)

一 皇族殿下御着席 (一同最敬礼)

一 学生総代(卒業証書受領者)

自己ノ席ヨリ学生席ノ中央正面三步前ニ至リ停止シ

皇族殿下ニ最敬礼

進ミテ総長ノ前ニ至リ敬礼シ卒業証書ヲ受領シ総長ヘ

敬礼学生席正面中央三步前マテ退キ

皇族殿下ニ最敬礼 復席ス

一 優等卒業学生(御下賜品受領者)

一〇 卒業証書授与式廃止ニ付開申ノ件

一九一九(大正八)年六月九日

〔八七〕

卒業証書授与式廃止ニ付開申ノ件

年月日

(中橋徳五郎)  
文部大臣宛

(荒木寅三郎)  
総長

従来举行シ来リシ本学卒業証書授与式ハ本年度ヨリ之ヲ廃  
止シ従テ優等卒業生ハ自今選定セサルコトニ決定致候条右  
開申候也

(参考) 卒業証書授与式は、一九二七年三月三〇日に卒業式とし  
て復活。

一 卒業式ニ関スル件

一九二七(昭和二)年一月二〇日

一、卒業式ニ関スル件

各部ヨリノ申出ニ依リ協議ノ上左ノ如ク決定ス

一、卒業式ハ毎年三月三十日挙行ノコト

一、総長ハ簡單ナル告辞ヲ為スコト

一、卒業生、合格生ハ総代ヨリ簡單ナル答辞ヲ為スコト

ト

一、学年ノ中途ニ卒業スル者ハ其都度証書ヲ渡スコト

一、來賓ヲ案内スルコト(奨學資金寄附者ハ必ず案内状ヲ出シ卒業生ノ父兄ハ招待セザルコト)

但記念祝日ノ招待会ヲ廢シ此日ニ移ス意味ニテ其程度ノ饗応ヲ為スコト

一、卒業、合格生ニハ茶菓ノ饗応ヲ為スコト

(注意)一、招待スベキ人ヲ招待セス又ハ招待スヘカ

ラサル人ヲ招待スルガ如キコトナキ様慎重ニ調査案内スルコト

一、本年ハ諒閣中ニ付卒業挙式ハ一応文部省ニ打合セヲナスコト

二 式次第

一九二七(昭和二)年三月三〇日

式次第

昭和二年三月三十日午前十時(本部新館階上大広間)

一、卒業生着席

一、職員着席

一、來賓着席

一、証書授与

一、総長告示

《一、來賓祝辞》

一、卒業生総代答辞

畢

(参考) 一九三八年に国歌斉唱を追加。

三 卒業式次第

一九四一(昭和一六)年二月二八日

卒業式次第

昭和十六年十二月二十八日

司式 学生主事

前一〇、三〇 第一鈴 学生入場 学生課長ヨリ注意

同一〇、五五 第二鈴 職員來賓入場

同 一、〇〇 総長学部長入場

〔参考〕 この年、宮城遙拝を追加。

(司) 挙式ヲ宣ス

(司) 一同起立

(司) 宮城遙拝

(司) 国歌斉唱

(司) 一同着席

(司) 証書授与 司式者後退

総長登壇

庶務課長登壇シ証書ヲ総長前卓ニ置ク

学生課長進出テ各学部卒業生総代氏名ヲ読上ク

学生課長後退シ司式者代ハル

庶務課長登壇シ証書ノ盆ヲ旧ニ復シ降壇

(司) 総長告辞

(司) 卒業生総代答辞 医学部

総代答辞ヲ壇下ニテ読ミ、終リテ登壇之ヲ総長ニ

呈ス

総長降壇

(司) 閉式ヲ宣ス

備考

来賓職員西ノ戸口ヨリ退場ノ後、学生ハ適宜東及ビ西ノ戸口ヨリ退場セシムルコト

一四 卒業式挙行について

〔八六〕  
告示第二号

一九四八(昭和二三)年三月一八日

卒業式挙行について

案 (一)

告示第二号

学生生徒一般

来る三十日午前十時から本部階上大ホールで卒業式を挙行  
しますから当日証書を受ける者は《制服制帽を着用し》\*定刻  
三十分前に式場に参集のこと

昭和二十三年三月 日

学 名

案 (二)

年 月 日

事務局 長

各部教授、助教授、講師宛

来る三十日午前十時から本部階上大ホールで卒業式を挙行  
致しますから御列席願います

式次 第一

一、卒業生着席

一、職員着席

一、来賓着席

一、学歌演奏

一、証書授与

一、総長告辞

一、卒業生総代答辞

一、「蛍の光」演奏

〔参考〕この年、「蛍の光」演奏を追加。

一九六八年まで同じ式次第で挙行。

学生運動などの影響により一九六九年、一九七〇年、一九七二年および一九七三年の卒業式および修士学位授与式中止。

\*制服制帽着用用の注意書きはこの年に削除。

一五 大学院学生修士学位授与式挙行について

〔八六〕

告示第二号

一九五五(昭和三〇)年三月一五日

大学院学生修士学位授与式挙行について

告示第二号

学生 一般

来る三月二十三日(水曜日)午前十時から本部階上大広間において大学院学生第一回修士学位授与式を挙行するにつき、当日学位記を受ける者は定刻三十分前に式場に参集のこと

昭和三十年三月十五日

京都大学

式次 第一

一、開式の辞

一、学位記授与

一、総長告辞

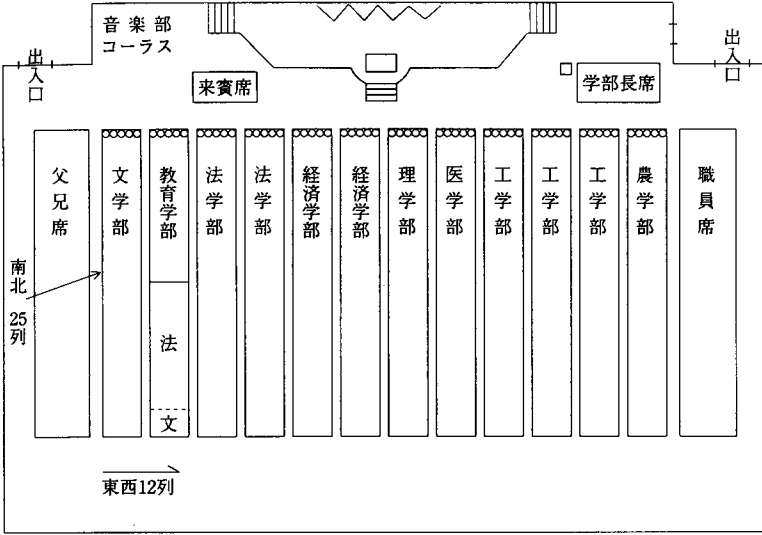
一、修了生総代答辞

一、閉式の辞

以上

〔参考〕一九六八年まで同じ式次第で挙行。

卒業式 式場配置図 (35.3.24)



一六 卒業式式場配置図

一九六〇(昭和三五)年三月二四日

〔八六〕

〔参考〕 一九二七年より一九六八年まで式場は本部本館階上。

一七 修士学位授与式挙行の告示\*

〔二〕 告示第一号

一九七四(昭和四九)年三月一五日

告示第一号

学 生 一 般

きたる三月二十三日(土曜日)午前十時から本学総合体育館において、昭和四十八年度修士学位授与式を挙行するにつき、当日学位記を受ける者は、定刻三十分前式場に参集のこと。

昭和四十九年三月十五日

京 都 大 学

式次第

- 一 開式の辞
- 一 学位記授与
- 一 総長のご挨拶
- 一 閉式の辞

以 上

一八 卒業式挙行の告示\*

告示第二号

一九七四(昭和四九)年三月一日

告示第二号

学 生 一 般

きたる三月二十五日(月曜日)午前十時から本学総合体育館において、昭和四十八年度卒業式を挙行するにつき、当日証書を受ける者は、定刻三十分前式場に参集のこと。

昭和四十九年三月十五日

京 都 大 学

式次第

- 一 開式の辞
- 一 学歌斉唱
- 一 証書授与
- 一 総長のごとば
- 一 「蛍の光」斉唱
- 一 閉式の辞

以 上

〔参考〕 一九七六年、証書授与から合格証書授与へ改称。一九九二年、合格証書授与から学位記授与へ改称。

一九 昭和六〇年度修士学位授与式卒業式実施要領〔抄〕

〔八六〕

一九八六(昭和六一)年二月一日

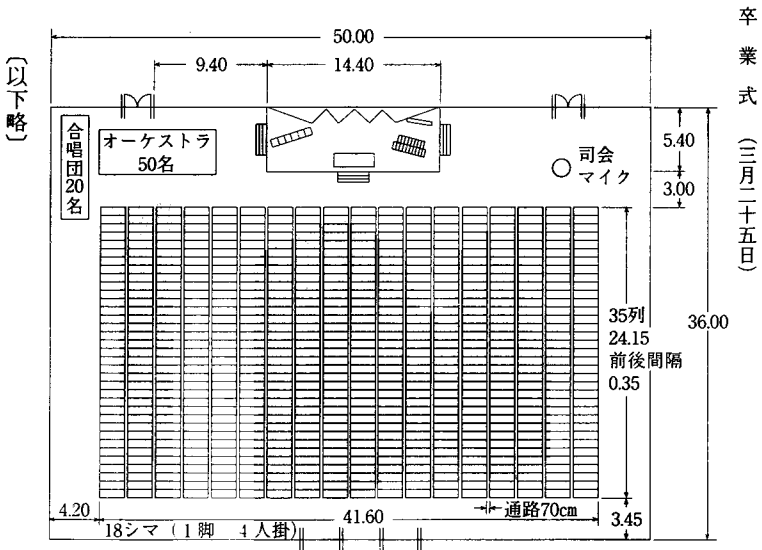
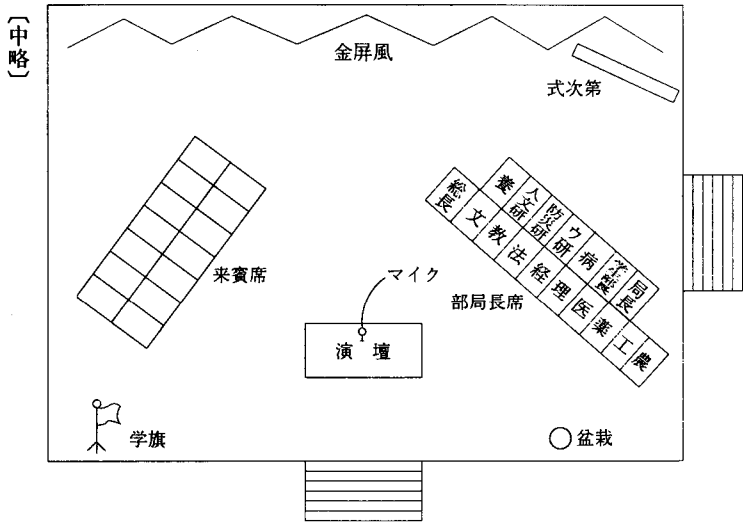
昭和六〇年度 修士学位授与式 卒業式 実施要領

一、運営関係

(1) 式場は、本学総合体育館(以下「体育館」という。)をあら、別添図のとおり設営する。〔中略〕



壇上設営図



二〇 卒業式挙行の告示。

告示第二号 [六]  
一九九八(平成一〇)年三月六日

告示第二号

学 生 一 般

きたる三月二十四日(火曜日)午前十時から本学総合体育館において平成九年度卒業式を挙行するにつき、当日学位記を受ける者は、定刻三十分前に式場に参集のこと。

平成十年三月六日

京 都 大 学

式 次 第

- 一、開 式 の 辞
- 一、式 典 曲 奏 楽
- 一、学 歌 斉 唱
- 一、学 位 記 授 与
- 一、総 長 の 事 ば
- 一、「蛍の光」斉唱
- 一、閉 式 の 辞

以 上

第 1 章 式 典

〔参考〕この年、式典曲(八九三頁(二〇))奏樂を追加。